

## 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン素案 (概要)

### 1. 目的

#### 1.1 目的及び適用範囲

- ・本ガイドラインは、行政機関等において保有する地理空間情報の活用推進と個人の権利利益保護の両立を図る観点から、地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の提供・流通を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、情報を提供する側も利用する側も安心して地理空間情報の利用・提供ができるようにすることを目的とする。
- ・本ガイドラインは、行政機関等が取扱う地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用・提供する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。

#### 1.2 本書の位置付け（性格）

- ・地理空間情報活用推進基本法第15条において、「国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保」のための施策を講ずるものとする旨規定されており、地理空間情報活用推進基本計画においては、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされている。
- ・法制上の位置付けが明確ではないプライバシーの概念については、一部の事例を除き、取り扱わない。
- ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理したものである。

### 2. 本書の読み方

- ・本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、基本法第2条第1項に規定する①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報からなる情報をいう。具体的には、基本計画第Ⅱ部第2章2に記載されている「土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、衛星画像等の多様な情報」が該当する。
- ・特に本ガイドラインでは、代表的な地理空間情報として、地図、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像を対象とする。

### 3. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針

#### 3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方

- ・行政機関情報公開法等に基づく個人情報に係る開示可否判断が争点となった判例及び国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や地方公共団体における個人情報保護に係る諮問機関の答申から、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報であるとして取り扱う必要がある。
- ・地理空間情報については、GIS上で管理・表示することによって、多くの情報とのデータマッチング、空間解析、多様な描画表示などが可能となる。一般に、個人識別性のない複数の地理空間情報が、GISにより、データ処理・描画表示がされたとしても、個人識別に至ることはないが、複数の地理空間情報によるデータマッチングやデータ解析を行うことにより、個人の識別には至らないものの、ある特定の個人が極めて少数のグループに絞り込まれる場合があるため、個人の権利利益を侵害することがないように、必要に応じデータレイヤの分離の措置を講ずるなどの留意が必要である。

#### 3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

地理空間情報の利用・提供の可否を判断する基本的な考え方をフローチャートとして整理した。(次頁 図参照)

(第1段階)

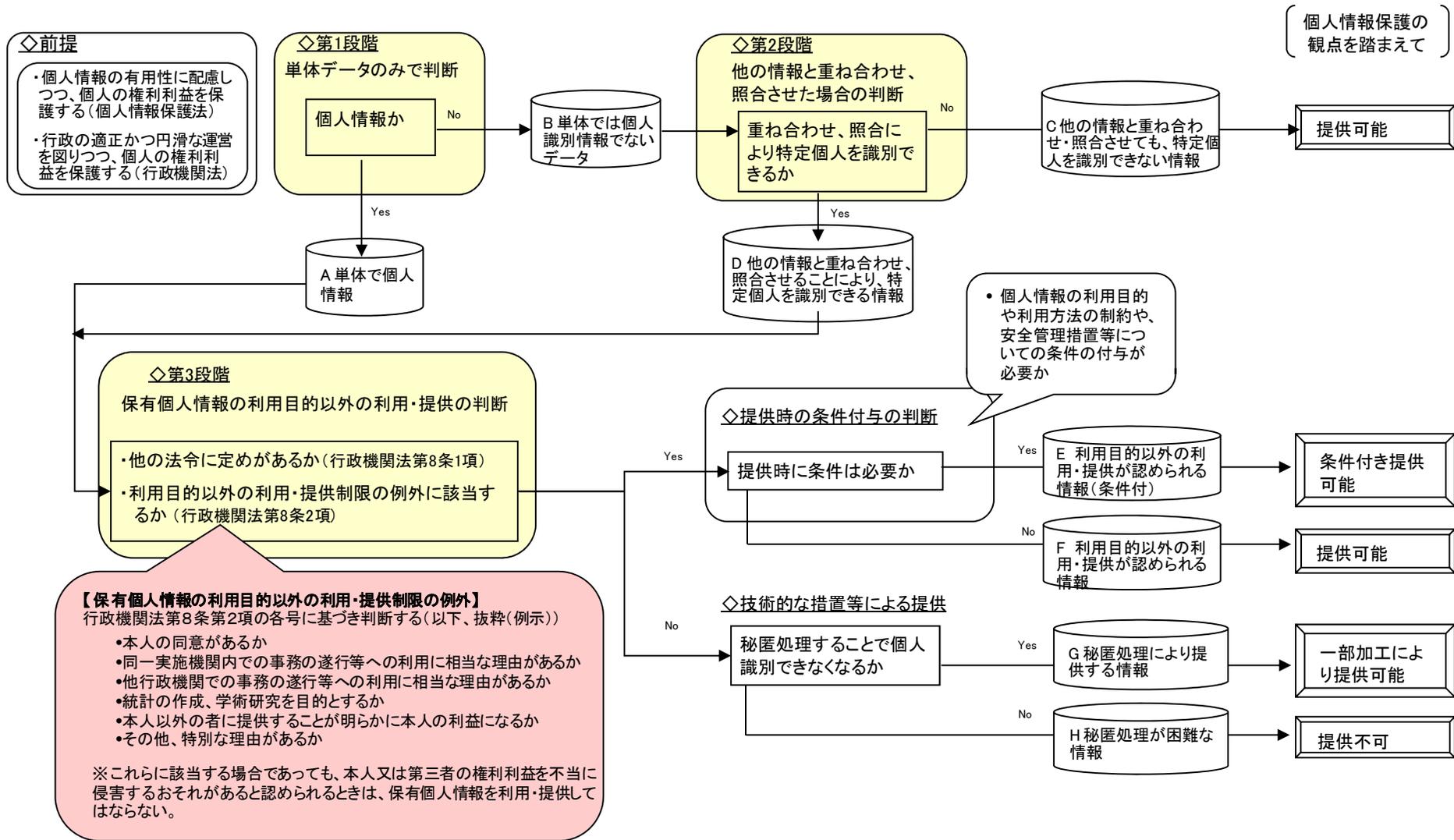
- ・ある地理空間情報単体について個人情報に該当するかどうかを判断する場合には、まず当該情報単体について特定の個人を識別することができるか否かという観点から判断を行う。

(第2段階)

- ・単体では個人情報に該当しない情報について、他の情報と照合させた場合に、特定の個人を識別することができるかどうかについて判断する。

(第3段階)

- ・個人情報に該当すると判断された地理空間情報は、原則として本来の利用目的に限定して取扱われなければならないが、
  - ①行政機関個人情報保護法第8条1項に基づき法令に基づく利用・提供を行う場合、
  - ②行政機関個人情報保護法第8条第2項各号に基づき利用目的以外の目的のための利用・提供を可能とする例外規定に該当する場合への該当性に関する検討が必要となる。



なお、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の判断に関する規定内容は以下のとおりである。

i) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき  
(行政機関個人情報保護法第 8 条 2 項 1 号)

本号では、個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することについて本人の同意があるとき、又は本人に提供するときには、利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。

ii) 同一の行政機関内における利用  
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 2 号)

本号では、行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当な理由」が存するときには、行政機関内部における利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。

iii) 他の行政機関等への提供  
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 3 号)

本号では、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて「相当な理由」が存する場合には、他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体への利用目的外の目的のための提供が認められることが規定されている。

iv) 行政機関等以外の者への提供  
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 4 号)

本号では、i) ～ iii) に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて「特別の理由」のあるときにおける行政機関等以外の者に対する提供等利用目的外の目的のための利用の制限に係る例外事項が規定されている。

(その他)

- ・第 3 段階における判断を経て、個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が可能と判断された場合であっても、条件付与の必要性に応じて、情報管理の観点から、個人情報の利用目的や利用方法の制約や安全管理措置等の条件を付与することが必要なときがある。

- ・利用目的以外の目的のための利用・提供が適切でないと判断された場合であっても、個人識別性を有する部分を秘匿するなどの措置により利用・提供が可能となるときがある。

#### 4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・個々の地理空間情報の情報提供のあり方について、以下の4分類ごとに典型的な事例を取り上げ、個人情報該当性の考え方、具体的な利用提供の判断等を紹介している。
  - ①地図
  - ②台帳情報
  - ③統計情報
  - ④空中写真・衛星画像

#### 5. 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策

##### 5.1 整備段階における対策

- ・地理空間情報の整備段階における個人情報保護対策として、以下について解説している。
  - ①個人識別部分の有無等を判断
  - ②本人の同意を得る措置
  - ③特定した個人識別部分を地理空間情報と分別して管理できるように整備
  - ④個人情報保護の主管課や諮問機関へ相談の各プロセス

##### 5.2 管理段階における対策

- ・地理空間情報の管理段階における個人情報保護対策は、各行政機関が定める指針や管理規則等に従って適切に処理することが求められる。本節ではGISを用いた管理に着目し、以下について解説している。
  - ①GIS 主管部署による支援
  - ②アクセス権限の管理
  - ③アクセスログの取得

##### 5.3 提供・流通段階における対策

- ・地理空間情報の提供・流通段階における個人情報保護対策について、利用・提供する以下の主体ごとに解説している。
  - ①同一行政機関内で利用・提供
  - ②他の行政機関への提供
  - ③行政機関以外の者への提供
- ・技術的な措置等の方法として、加工措置等によって個人識別部分を秘匿して提供する方法について解説している。

#### 6. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組み等を紹介している。